

令和8年度

かすみがうら市会計年度任用職員

募集案内(再募集)

1. 会計年度任用職員を募集します

市では、令和8年度に会計年度任用職員として市役所や市の施設に勤務する方を募集します。

別紙「令和8年度 会計年度任用職員募集一覧」をご覧のうえ、希望の職種に応募してください。

【任用期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【申込方法】「採用専用サイト パブリックコネクト」にて申込み

申込手順は次のとおりです。

(手順1) パブリックコネクトに会員登録

(手順2) 会員登録後、マイページにて基本情報・職歴・学歴を登録

(手順3) 申込受付ページからエントリー

【申込期間】令和8年2月16日(月)～令和8年2月26日(木)午後5時

【選考】個人面接試験により実施します。面接日時・場所は、募集所属から連絡いたします。

【注意事項】応募は、1人につき1件のみとなります。併願で応募することはできません。

皆さまの申込みお待ちしております。



2. 会計年度任用職員の概要

募集する会計年度任用職員の概要は、以下のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 任用期間 | <ul style="list-style-type: none">・会計年度（4月1日～翌年3月31日）内の任期です。・任期満了後、再度任用される場合があり、任用回数に制限はありません。 |
| 報酬 | <ul style="list-style-type: none">・常勤職員の給料表を基に、職種ごとに報酬額を設定しています。・一部の職種を除き、当市における同職種の勤務時間及び経験年数に応じて、報酬が増額になります。 |
| 費用弁償（通勤手当） | 通勤距離が2km以上の場合、距離に応じて日額で支給します。 ※常勤職員に適用されている月額を上限とします。 |
| 期末手当・勤勉手当 | 次の2つの条件を満たす場合に、支給されます。 <ul style="list-style-type: none">・任用期間が6ヶ月以上・週当たりの勤務時間が15時間30分以上 |
| 休暇 | 年次有給休暇は、任用期間が6ヶ月を超える場合、付与されます。 ※週あたりの勤務日数によって、付与日数は異なります。 特別休暇には、有給と無給のものがあります。 有給…忌引きや夏季休暇、病気休暇等があります。 無給…子の看護休暇や短期介護休暇等があります。 |
| 社会保険等 | 勤務条件により、社会保険（共済組合、厚生年金）及び雇用保険に加入します。 |
| 服務 | 地方公務員法に定める次の服務規定が適用されます。 ①服務の宣誓 ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ③信用失墜行為の禁止 ④守秘義務 ⑤職務専念義務 ⑥政治的行為の制限 ⑦争議行為等の禁止 ・任用後1月間又は勤務した日数が15日に達するまでは条件付採用期間（＝試用期間）であり、この期間中は免職といった不利益処分に関する審査請求等ができません。 ・上記の服務規定を遵守したうえで、兼業することが可能です。 |

| 項目 | 内容 |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価を実施します。 ・以下の①～③のいずれかに該当する場合、応募できません。 <ul style="list-style-type: none"> ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ②かすみがうら市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過していない人 ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 |

【任用までの流れ（参考）】

《申込み》「パブリックコネクト」にて申込



各担当課から、面接日時等の連絡



《選考》面接試験を実施



各担当課から、選考結果の連絡



試験に合格した場合
《必要書類（通勤届等）の提出》



任用開始

3. よくあるご質問

問1 会計年度任用職員の任期はどのくらいですか。また、翌年度も継続勤務を希望する場合、どうすればよいですか。

答1 任期は1会計年度内（4月1日～翌年3月31日）の間で定められた期間です。したがって、継続勤務を希望する場合、改めて応募し、選考される必要があります。

問2 報酬の詳細について、教えてください。

答2

| 規則上職務 | 行(1) 級 | 号給 | | 時給(円) | |
|--------------|-----------|----|----|-------|-------|
| | | 下限 | 上限 | 下限 | 上限 |
| 事務補助 | 1 | 1 | 5 | 1,251 | 1,279 |
| 専門事務 | 1 | 13 | 37 | 1,361 | 1,570 |
| 相談員・指導員 | 1 | 40 | 52 | 1,587 | 1,634 |
| 運転業務 | 1 | 10 | 34 | 1,331 | 1,552 |
| 道路施設管理 | 1 | 40 | 64 | 1,587 | 1,658 |
| 看護師 | 1 | 28 | 52 | 1,509 | 1,634 |
| 保健師 | 1 | 32 | 56 | 1,539 | 1,643 |
| 社会福祉士 | 2 | 35 | 59 | 1,782 | 1,883 |
| 栄養士 | 1 | 15 | 39 | 1,383 | 1,582 |
| 管理栄養士 | 1 | 25 | 49 | 1,482 | 1,623 |
| 介護支援専門員 | 1 | 28 | 52 | 1,509 | 1,634 |
| 主任介護支援専門員 | 2 | 35 | 59 | 1,782 | 1,883 |
| 保育士（クラス担任なし） | 1 | 19 | 43 | 1,422 | 1,600 |
| 保育士（クラス担任あり） | 1 | 25 | 49 | 1,482 | 1,623 |
| 保育業務補助 | 1 | 8 | 12 | 1,311 | 1,352 |
| 環境保全監視員 | | | | 2,006 | |
| 公認心理師 | | | | 2,196 | |
| 助産師 | | | | 1,701 | |
| 観察実験アシスタント | | | | 1,352 | |

このように、職種ごとに設定されています。新規で任用開始した場合、各職種の時給の下限額（募集一覧上の時給額）が適用されます。

また、週 20 時間以上の勤務条件で、1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）勤務し、次年度、改めて同職種に任用された場合、職種ごとに設定された号給の範囲内で 2 号給加算されます。

例 4 月 1 日から事務補助（時給 1,251 円（1 級 1 号給））として任用された

① 週の勤務時間が 20 時間以上の場合

次年度、同職種に改めて任用された場合、時給は 1,265 円（1 級 3 号給）となります。

さらに翌年度（3 年目）、同職種に改めて任用された場合、時給は 1,279 円（1 級 5 号給）となります。

4 年目は、すでに、職種の報酬上限額に達しているため、号給の加算は生じません。

② 週の勤務時間が 20 時間未満の場合

報酬の加算要件（週の勤務時間が 20 時間以上）を満たさないため、時給は 1,251 円（1 級 1 号給）です。

問3 費用弁償（通勤手当）は、いくら支給されますか。

答3

| 区分（片道距離） | 日額 | 月限度額 |
|----------------------|--------|---------|
| 2キロメートル以上5キロメートル未満 | 100円 | 2,000円 |
| 5キロメートル以上10キロメートル未満 | 200円 | 4,200円 |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 350円 | 7,300円 |
| 15キロメートル以上20キロメートル未満 | 500円 | 10,400円 |
| 20キロメートル以上25キロメートル未満 | 640円 | 13,500円 |
| 25キロメートル以上30キロメートル未満 | 790円 | 16,600円 |
| 30キロメートル以上35キロメートル未満 | 940円 | 19,700円 |
| 35キロメートル以上40キロメートル未満 | 1,090円 | 22,800円 |
| 40キロメートル以上45キロメートル未満 | 1,230円 | 25,900円 |
| 45キロメートル以上50キロメートル未満 | 1,390円 | 29,100円 |
| 50キロメートル以上55キロメートル未満 | 1,540円 | 32,300円 |
| 55キロメートル以上60キロメートル未満 | 1,690円 | 35,500円 |
| 60キロメートル以上 | 1,840円 | 38,700円 |

表中の月限度額を上限として、区分ごとに勤務日数に応じた日額を支給します。

問4 期末手当及び勤勉手当の支給条件は、どのようになりますか。

答4 期末手当及び勤勉手当は、「任用期間が6ヶ月以上」かつ「週当たりの勤務時間が15時間30分以上」の条件を満たす方に対して、支給します。

問5 社会保険の加入条件はどのようにになりますか。

答5 2ヶ月を超えて勤務（予定を含む。）し、週当たりの勤務時間が常勤職員の4分の3以上（約30時間）の方が社会保険に加入することとなります。また、週当たりの勤務時間が常勤職員の4分の3未満であっても、以下の条件をすべて満たす方は社会保険に加入することとなります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上である者
- ②勤務条件から算出される報酬月額が88,000円以上である者
- ③任用期間が2ヶ月超見込まれる
- ④学生でない者

問6 雇用保険の被保険者となる会計年度任用職員の範囲はどのようになりますか。

答6 週当たりの勤務時間が20時間以上で、任用期間が31日以上見込まれる方が被保険者となります。